次のとおり協定した。

第一条　機関の設立

A　この憲章の締約国は、次の条件に従い、国際再生可能エネルギー機関（以下「機関」という。）を設立する。

B　機関は、すべての加盟国間の平等の原則に基礎を置くものであり、その活動を実施するに当たっては、加盟国の主権的権利及び能力に対して十分な考慮を払う。

第二条　目的

機関は、次の(a)及び(b)に掲げる事項を考慮しつつ、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。

(a)　各国の国内の優先事項。再生可能エネルギー及びエネルギー効率のための措置が組み合わされた取組から得られる利益

(b)　次に掲げる事項に対する再生可能エネルギーによる貢献

天然資源に対する圧力を限定し、並びに森林減少（特に熱帯におけるもの）、砂漠化及び生物の多様性の喪失を減少させることを通じた環境の保全

気候の保護

経済成長及び社会的な結束（貧困の軽減及び持続可能な開発を含む。）

エネルギーの供給へのアクセス及びその供給の安定

地域の開発

世代を超える責任

第三条　定義

この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特に、次のものを含む。

1　バイオエネルギー
2　地熱エネルギー
3　水力電気
4　海洋エネルギー（特に、潮汐（せき）エネルギー、波エネルギー及び海洋温度差エネルギーを含む。）
5　太陽エネルギー
6　風エネルギー

第四条　活動

A　再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、並びに促進する触媒として作用し、実際の利用に関する経験及び政策上の経験を提供し、再生可能エネルギーに関連するすべての事項に関する支援を提供し、並びに効率的な発展並びに知識及び技術の移転から利益を得られるよう各国を支援するため、機関は、次の活動を実施する。

1　機関は、特に加盟国の利益のため、次のことを行う。

(a)　最新の再生可能エネルギーに関する実例（政策上の手段、奨励措置、投資の制度、最良の実例、利用可能な技術、総合的なシステム及び設備並びに成功及び失敗の要素を含む。）を分析し、把握し、及び加盟国の政策に義務を負わせることなしに体系化すること。

(b)　この分野その他の関連する分野における他の政府機関、非政府機関及び協力網との討議を開始し、並びにこれらとの相互作用を確保すること。

(c)　加盟国それぞれのニーズを考慮しつつ、加盟国の要請に応じ、関連する政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること。再生可能エネルギーに関する政策及びその枠組みについての国際的な討議を促進すること。

(d)　適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに必要な相互の連携を含む加盟国における地域的な能力の開発を促進すること。

(e)　研修及び教育を含む能力の開発のための援助を加盟国に対して提供すること。

(f)　加盟国の要請に応じ、再生可能エネルギーのための資金に関する助言を当該加盟国に対して提供すること。関連する制度の実施を支援すること。

(g)　社会経済問題に関するものを含む研究を促進し、及び奨励すること並びに研究網、共同研究並びに技術の開発及び利用を促進すること。

(h)　関連する場への積極的な参加を通じた適正な理解に基づき、再生可能エネルギーに関する国内的及び国際的な技術基準の開発及び利用についての情報を提供すること。

2　機関は、さらに、再生可能エネルギーが提供する利益及び可能性について、情報を普及させ、及び公衆の意識を向上させる。

B　機関は、その活動の実施に当たり、次のことを行う。

1　平和及び国際協力を助長する国際連合の目的及び原則に従って行動し、並びに持続可能な開発を促進する国際連合の政策に従って行動すること。

2　開発途上国並びに遠隔の及び孤立した地域及び島における特別の必要を考慮した上で、機関のすべての目的に適切に取り組むため、並びに加盟国に最大限の利益をもたらす活動及び世界のすべての地域における活動を行うため、機関の資源について、その効果的な利用を確保するような方法で配分すること。

3　作業の不必要な重複を避けるため、既存の組織と緊密に協力し、及び当該組織との相互に有益な関係の確立のために努力すること。再生可能エネルギーの促進を目的とする政府、他の組織及び団体の資源並びにそれらが実施中の活動に立脚し、並びにそれらの資源及び活動を効率的かつ効果的に活用すること。

C　機関は、次のことを行う。

1　自己の活動に関する年次報告を加盟国に提出すること。

2　自己が行った政策上の助言を加盟国に通報すること。

3　この分野において活動する既存の国際機関との協議及び協力並びに当該既存の国際機関の活動について加盟国に通報すること。

第五条　作業計画及び事業

A　機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施する。

B　機関は、作業計画のほか、加盟国と協議した後、及び意見の相違がある場合には総会による承認を得た後、機関の財源以外の資源が利用可能であることを条件として、加盟国が開始し、及び資金を供与する事業を実施することができる。

第六条　加盟国の地位

A　加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であってこの憲章に定める目的及び活動に従って行動する意思及び能力を有するものに開放される。地域的な経済統合のための政府間機関は、機関の加盟国となる資格を有するためには、少なくとも機関の加盟国の一を含む主権国家によって構成され、かつ、その構成国から機関が対象とする事項の少なくとも一に関する権限の委譲を受けていなければならない。

B　これらの国及び地域的な経済統合のための政府間機関は、

1　この憲章に署名し、批准書を寄託したことにより、機関の原加盟国となる。

2　加盟の申請が承認された後に加入書を寄託することにより、機関のその他の加盟国となる。加盟国の地位は、その申請が加盟国に送付された後三箇月以内に異議が表明されなかった場合には、承認されたものとみなす。異議が表明された場合には、その申請は、第九条H1の規定に従い総会によって決定される。

C　地域的な経済統合のための政府間機関については、当該政府間機関及びその構成国は、この憲章に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定する。当該政府間機関及びその構成国は、この憲章に基づく権利（投票権を含む。）を同時に行使することができない。当該政府間機関は、批准書又は加入書において、この憲章が規律する事項に関するその権限の範囲を宣言する。当該政府間機関は、また、その権限の範囲に関連する変更を寄託政府に通報する。当該政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、当該政府間機関の構成国であって機関の加盟国でもある国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。

第七条　オブザーバー

A　総会は、次の者に対してオブザーバーとしての地位を与えることができる。

1　再生可能エネルギーの分野において活動する政府間機関及び非政府機関

2　この憲章を批准していない署名国

3　前条B2の規定に従い加盟の申請が承認された加盟申請国

B　オブザーバーは、総会及びその補助組織の公開の会合に、投票権なしで参加することができる。

第八条　組織

A　機関の主要な組織として、次のものを設置する。

1　総会
2　理事会
3　事務局